

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業・食料品卸売業などをはじめ、市内経済に大きな影響が及んでいます。そのような状況を受け、市ではさまざまな緊急経済支援策を実施してきました。市民の皆さんが一日も早く通常の生活に戻ることができるよう、新たな取り組みをはじめます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

プレミアム付き商品券の発行

■商工振興課（内線 245）

- 内容** 停滞している市内経済の回復策として、市民の皆さんを対象に「大村市“ふっこう”プレミアム商品券」を販売します。
- 販売価格** 一冊 13,000 円分の商品券を 10,000 円で販売（3,000 円のプレミアム）
※商品券は 1 枚 500 円 × 26 枚綴り
- 券種** 全店共通券（5,000 円分）、地元商店専用券（5,000 円分）、飲食店専用券（3,000 円分）
- 発行数** 30,000 冊（なくなり次第販売終了）
- 販売期間** 一次：7 月 23 日（木）（祝）～ 25 日（土） ポートレース大村※
二次：7 月 28 日（火）～ 8 月 6 日（木） 市内郵便局※
三次：8 月 8 日（土）・9 日（日） 市コミセン大会議室
※引換券による販売です。（引換券 1 枚につき 3 冊まで購入可）
- 使用期間** 7 月 23 日（木）（祝）～ 9 月 30 日（水）
7 月初旬に各世帯へ 1 枚、商品券販売引換券を発送します。
使用できる店舗などの情報は、決まり次第お知らせします。
- 実施団体** 大村市ふっこうプレミアム商品券事業実行委員会（大村商工会議所内） ☎ 53・4222



「大村～つながるプロジェクト」

■地方創生課（内線 286）

- 内容** 大村への帰省を自粛している県外在住の大学生などへの生活支援を目的に、4,000 円相当（送料込み）の大村産品を贈ります。
- 対象** (1) 市内に住所を有していた人で、かつ令和 2 年 5 月 1 日現在、家族が市内に住所を有していること
(2) 長崎県外の大学など（※）に在籍し、かつ長崎県外に居住している人
(3) 申請日現在、大村市へ帰省していない人
(4) 高校卒業後、4 年以内の人。ただし、大学院生についてはこの限りではありません。
- 申込期間** 8 月 31 日（月）まで
※予算額に達した時点で受付終了
- 申請方法** 本人または家族が、市ホームページで申請
- その他** 申請者には、おおむら暮らしサポーターへの登録をお願いします。
- 申込はこちらから ▶



※大学など=4 年制大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校、その他学校施設として市長が認めるもの。

※令和2年6月15日時点の情報です。

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページでお知らせしています。

市ホームページ

はこちら▶



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金融資制度 ■商工振興課（内線 248）

内容 業況が悪化した市内中小事業者（個人事業者を含む）に、無利子据置・最大2年の融資を実施します。
また、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料がゼロになります。融資の申し込みは、市内金融機関へご相談ください。
※利子については、この制度において事業者の皆さんが負担された利子を、市がキャッシュバックします。

融資限度額 2,000万円

融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

融資利率 （年）1.4%

保証料 市が補給

申込 市内金融機関へご相談ください。

対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたうえで、市中小企業振興資金融資を活用する必要があります。

「経営相談窓口」を開設しています ■大村市産業支援センター（O-biz） ☎47・6377

内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、経営継続や国などの緊急経済対策について、社会保険労務士などの専門家による無料相談を行っています。

期間 7月31日（金）まで（土日・祝日を除く）

時間 ①10:00～11:30 ②13:00～14:15

③14:30～15:45

ところ プラットおおむら内 大村市産業支援センター（O-biz）

対象 市内の事業所

申込 電話（要予約） ☎47・6377



国の家賃支援給付金の申請開始

内容 中小企業法人や個人事業者を対象とした「家賃支援給付金」が開始されました。
対象者など詳しい内容は、専用ホームページをご覧ください。
※電子申請が困難な事業者のため、市内で申請サポート会場が開設される予定です。

経済産業省中小企業庁の
ホームページはこちら▶



■商工振興課（内線 245）

持続化給付金「申請サポート会場」が開設されています

内容 中小企業法人や個人事業者を対象とした「持続化給付金」について、電子申請を行うことが困難な事業者のため、申請をサポートします。

ところ 市民交流プラザ「プラザおおむら 2階ホール」

期間 7月31日（金）まで（休館日などを除く）

時間 10:00～18:00

申込 ①「持続化給付金」のホームページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/> から

②電話予約 ☎0570（077）866

※完全予約制となっています。

■持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570